

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(事務局に置く課等)	(事務局に置く課等)
第1条 事務局に、次に掲げる課を置く。	第1条 事務局に、次に掲げる課を置く。
(1) 総務課	(1) 総務課
(2) 人事課	(2) 人事課
(3) <u>会計課</u>	(3) <u>研究支援課</u>
(4) <u>研究・学術情報課</u>	(4) <u>会計課</u>
(5) 施設課	(5) 施設課
(6) 学生支援課	(6) 学生支援課
(削除)	(7) <u>図書館情報課</u>
(7) 入試課	(8) 入試課
(8) 経営企画課	(9) 経営企画課
(9) 医療支援課	(10) 医療支援課
(10) <u>医事課</u>	(11) 医事課

(略)

(会計課)

第4条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 概算要求に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 法人の経営分析に関すること。
- (5) 債権の管理に関すること。
- (6) 資金の運用に関すること。
- (7) 資産（知的財産権を含む。）の管理に関すること。
- (8) 会計の監査に関すること（監査室の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 収入及び支出に関すること（経営企画課の所掌に属するものを除く。）。（新設）
- (10) 寄附金に関すること。（新設）
- (11) 物品の取得，役務等の契約に関すること。（新設）
- (12) 科学研究費補助金の経理に関すること。（新設）
- (13) 受託研究費等の経理に関すること（経営企画課の所掌に属するものを除く。）。（新設）
- (14) 会計諸規程に関すること。（新設）
- (15) 会計事務組織の公印の管守に関すること。（新設）
- (16) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。（新設）
- (17) その他会計経理に関すること（経営企画課の所掌に属するものを除く。）。（新設）

(略)

(研究支援課)

第4条 研究支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 研究支援に係る企画及び立案に関すること。
- (3) 学術奨励及び研究助成に関すること。
- (4) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 産学連携に関すること。
- (7) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (8) その他研究支援に関すること。

(研究・学術情報課)

第5条 研究・学術情報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援及び図書館事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 研究支援に係る企画及び立案に関すること。
- (3) 学術奨励及び研究助成に関すること。
- (4) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 産学連携に関すること。
- (7) 図書館資料の会計経理に関すること。
- (8) 図書館資料の収集、選択、受入及び登録に関すること。
- (9) 図書館資料の分類及び目録情報の作成に関すること。
- (10) 学術成果リポジトリに関すること。
- (11) 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。
- (12) 図書館資料の保存及び配架並びに閲覧室及び書庫内の整備保全に関すること。
- (13) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (14) 図書館資料の複写に関すること。
- (15) 図書館資料の案内広報に関すること。
- (16) 事務の電算処理に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (17) 情報基盤センターの管理・運営に関すること。

(会計課)

第5条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 概算要求に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 法人の経営分析に関すること。
- (5) 債権の管理に関すること。
- (6) 資金の運用に関すること。
- (7) 資産（知的財産権を含む。）の管理に関すること。
- (8) 会計の監査に関すること（監査室の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 収入及び支出に関すること（経営企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 寄附金に関すること。
- (11) 物品の取得、役務等の契約に関すること。
- (12) 科学研究費補助金の経理に関すること。
- (13) 受託研究費等の経理に関すること（経営企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 会計諸規程に関すること。
- (15) 会計事務組織の公印の管守に関すること。
- (16) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (17) その他会計経理に関すること（経営企画課の所掌に属するも

- (18) 情報セキュリティに関すること。（新設）
- (19) 研究支援及び図書館の諸規程に関すること。（新設）
- (20) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。（新設）
- (21) その他研究支援及び図書館に関すること。（新設）
- （略）
- （削除）

のを除く。）。

（略）

（図書館情報課）

第8条 図書館情報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 図書館の調査統計その他諸報告に関すること。
- (3) 図書館の諸規程に関すること。
- (4) 図書館資料の会計経理に関すること。
- (5) 図書館資料の収集、選択、受入及び登録に関すること。
- (6) 図書館資料の分類及び目録情報の作成に関すること。
- (7) 学術成果リポジトリに関すること。
- (8) 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。
- (9) 図書館資料の保存及び配架並びに閲覧室及び書庫内の整備保全に関すること。
- (10) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (11) 図書館資料の複写に関すること。
- (12) 図書館資料の案内広報に関すること。
- (13) 事務の電算処理に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 情報基盤センターの管理・運営に関すること。
- (15) 情報セキュリティに関すること。

(略) 第8条～第20条（略） 附 則 <u>この規程は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u> 【改正理由】 事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。	<u>(16) その他図書館の事務に関すること。</u> (略) 第9条～第21条（略）
--	---